

## 令和3年度第9回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和3年12月10日（金）					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時58分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	岩指 久	出席			
	8番	井上 武	出席	14番	板 秀樹	出席
	9番	恩田 真季	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
	13番	秦野 勝仁	出席			
議事録署名委員	2番	黒木 美由紀		3番	糸田 雅樹	
出席吏員	事務局長 岡田 光政      事務局長補佐 潮 真也      事務員 田邊 操枝 産業課課長補佐 本田 秀和 建設課課長 田子 勝利      建設課地籍調査室主事 大前 拓					
傍聴人	0人					

### 付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地利用最適化推進委員の承認について
第2号	農地利用最適化推進委員の担当集落の変更について
第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第4号	農地利用集積計画案の決定について
第5号	農用地利用配分計画の意見照会について
第6号	非農地判断に係る特別委員会の結果について
第7号	地籍調査に伴う地目の照会について
報告事項	(1) 使用貸借の合意解約について (2) 第8回総会議案第2号(1)について
その他	(1) コンプライアンス（法令等の遵守）等について (2) 【仮称】令和4年農作業標準料金策定協議会について (3) 農業委員会研修会（令和3年度農業委員会特別研修会DVD鑑賞） (4) 令和3年度第10回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	ただいまより、令和3年度第9回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席委員はおられません。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	— 省略 —
	局長	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、2番 黒木 美由紀委員、3番 糸田 雅樹委員、書記は田邊職員をお願いします。
4. 議事 議案第1号 農地利用最適化推進委員の承認について	議長	議事に入ります。議案第1号『農地利用最適化推進委員の承認について』を上程します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第1号、農地利用最適化推進委員の承認について、当日配付資料として別紙1、別紙2を配布しております。
	市川職務代理	最適化推進委員候補者選定委員からの報告はどうしますか。議案を先にするか報告の前に決定となってしまいませんか。
	議長	それでは、11月30日に行いました農地利用最適化推進委員候補者選定委員会の中で宿題となっていました内容について説明をお願いします。
	市川職務代理	11月30日に農業委員全員で選定委員会を行いました。その中で、賀野地区は前回の反省を踏まえた上で選考をなされたのかと言う質問がございました。団体推薦でしたが、協議会の名前は出ていませんでしたので、反省を踏まえた上で選考されたであろうと判断して会は終了しましたが、この事について事務局に調べてもらったところ、浅井、高姫、市山の各区長さんと、振興協議会の宮協会長の計4名で選考されたそうです。経験者であり、地域の事もよく知っておられる恩田さんに、浅井の区長さんから団体推薦をすることになったそうです。 また、浅井集落営農の事務局員であるとの説明があったのですが、どのような仕事をされているかと言う質問がございました。これも後で事務局に調べてもらったところ、集落営農の会計をされているそうです。 以前も最適化推進委員さんとして問題なく努めていただきましたし、ご自身も農業をしながら集落営農にも携わっておられることから、挙手による採決により全員一致で決まった経緯を報告致します。
	議長	先般行いました選考委員会の中で答えることの出来なかった質問について、市川職務代理より説明がございました。議案第1号につきまして提案者より説明を願います。
	局長	改めまして、議案第1号『農地利用最適化推進委員の承認について』提案をさせていただきます 議席番号は9番になります。担当地区は賀野地区、出身地区は浅井地区、氏名は恩田真季、住所は南部町浅井202番地、年齢61歳、職業は会社員です。任期は、残任期間ということで令和3年12月10日から令和5年7月19日までになります。ご審議をよろしくをお願いします。



	<p>譲受人：</p> <p>この申請地は半径 500m以内に の公共・公益施設があり、かつ隣接の町道には上下水道管が 2 種類埋設されています。したがって、農地区分は第 3 種農地に該当します。事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。売買価格は 10a あたり 円、全体で 円と聞いています。</p>
議長	<p>現地調査を行っていただいておりますので、頼田委員さんより報告をお願いします。</p>
頼田委員	<p>今日の午前 9 時より、恩田会長、市川職務代理、岩指委員、井田委員、私と潮局長補佐で現地調査を行いました。</p> <p>番号 1 について報告します。さんとさんは親子です。お父さんのさんから息子であるさんに土地を譲られて一般住宅並びに駐車場として農地転用されます。</p> <p>現地調査資料の 1 ページをご覧ください。場所はの前になります。2 ページをご覧ください。赤い線で囲われたが申請地になります。右側のは町道です。左側のはさんの宅地で、北側のはさんの農地になります。3 ページは土地利用計画図です。右側が町道になり、車の出入口は町道からになります。4 ページは排水計画図です。赤色の線は下水道で右側の町道を通って下水道本管に接続します。青色の線は雨水で道路側にある町道の側溝に流れます。6 ページはコンクリートブロックの構造図で、左側はさんの農地になります。隣地の承諾書も貰われており、現地調査しました全員で問題ないと確認しました。</p> <p>番号 2 について報告します。さんの土地をさんが買われて、一般住宅用の庭として農地転用されます。</p> <p>現地調査資料の 8 ページをご覧ください。申請地はで、先ほど説明した番号 1 の隣地になります。9 ページは公図です。申請地の右上のが町道になります。10 ページは土地利用計画図になります。さんの土地は赤い線の三角の土地になります。下側は赤線で、南側の赤い線と黒い線の間は町道になります。さんは木を植えて使用されていましたが、周りの土地も自分の土地と思われて木を植えておられました。さんからは顛末書も出されており、周りの木を切って原状回復をしようと言う事でしたが、本日、そのままの状態でした。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>皆さん方から質疑を受けたいと思います。</p>
田邊委員	<p>番号 2 のさんの土地ですが、切りますと言われていた木が切っておられないと言う事です。今日、私も現地を見させていただきましたが、あの状態で認めるのは問題があると思います。顛末書の最後に“良しなをお願いします”と書いてございます。自分が木を植えました、茂りました、そのままの状態では良しなと言うような書き方です。きちんとされてないと私は見ました。認めるのではなく、一度保留にして、きちり出来た段階で認めたらどうかと提案したいと思います。</p>
議長	<p>難しい問題ですので、事務局判断というわけにはいかないと思いますので私から答えさせていただきます。私とで、今年の 9 月頃に相談がございました。最初に行政書士さんから出されたのは非農地証明で</p>

	<p>したが、それは違うのではないかと私から事務局に申しました。確か 10 年以内の時に、                      さんの親御さんの                      さんが庭木を移されたと言う事でございますので、庭木を移されたのであれば、その時点で時効は中断になりますので、事務局に 5 条申請をしていただかなければならないと伝え、事務局から行政書士さんにお伝え願いました。最初の顛末書では、                      さんが                      さんに売る事が大前提で、農業委員会を通さずに契約がしてあるような書き方でした。それでは駄目だと言う事で差し戻しをした経緯がございます。その中で、親御さんが心配されて、先般、私の所に来られました。赤線もきちんとされていないし、道路敷地に、あなたのところが買われるものが入っています。きちんとしていただくように説明しましたところ、どのようにしたら良いのかと言う事でしたので、赤線、所有地、買われる所をきちんとしていただいて、その後、農業委員会に出されれば通りますと申しました。土地の利用計画についてはどのようにしたらよいのか、このまま木が残っていても困るという事でしたので、それならば、お客さんが来られた時の駐車場として利用されたらどうですかとご説明しました。そのようにしますとのことでした。行政書士さんが間に入っておられますので、行政書士さんにもご説明し、納得もされ、番号 1 につきましては 月 日に地鎮祭をされるそうです。それはそれとして、しかしながら農業委員の皆さんからの同意が得られなかった場合は辞めてください。同意があれば、番号 1 番については計画通りにしてくださいといった過程がございます。</p> <p>先月の                      の問題によく似ています。                      の件は建設課に、どうなっているのか伺っているところです。このような事はきちんとしなければ、ズルズルと農地法がなし崩し的になってしまい、農業委員は何をしているのかと言う事になりますので、皆さん方も十分に農地法を勉強されながらご指導を願いたいと思います。そのような回答でよろしいですか。</p>
田邊委員	はい。
議長	他にございませんか。
作野委員	<p>番号 2 について会長より説明があり、よく分かりました。赤線の部分についてですが、現地調査資料の 10 ページに赤い線で三角に囲ってあるのが                      さんの農地で、隙間が赤線の部分でしょうか。赤線と私有地の関係の図面を、次の農業委員会までに用意できますか。</p> <p>また、                      さんの住所が議案書と現地調査資料で違っていますがどちらが正しいですか。</p>
局長補佐	<p>申し訳ありません。現地調査資料に誤った住所を記載してしまいました。議案書の住所が正しい住所です。</p> <p>赤線の部分については、閲覧に法務局から入手した公図を用意しておりました。土地利用計画図で言いますと、三角形の北側、西から東に向けて細い空間なっている部分です。三角の下の残地は町道になります。</p>
作野委員	三角の町道側は確か境界のようにブロックが設置してあったと思いますが、そこも町道という解釈でよろしいですか。
議長	私から説明します。ブロックの内側まで町道が中に入っています。赤線については自分の所有地のようにしておられます。赤線、町道をきちんとしていただかなくてははいけません。大体はしてありますが、赤線に木が入ったりしています。執行部一任にさせていただけたらと思います。 月

	<p>日の 3 時に立ち会って欲しいと言う事でしたので、境界の木や町道の境界を確認するために約束の時間の 10 分前から待っていましたが、誰一人来られませんでした。私が行った証人として事務局に連絡をして、しばらくして頼田委員が来られました。本当に真剣に許可してもらいたいのか真意を疑います。それが今日まで至っています。親御さんと昨夜電話でお話をしました。せっかく土地を買うのに、このままいごごを残したままというわけにはいかないので穏便にお願いしたい、農業委員さんの指導に従いますと言う事でした。委任されている行政書士さんにきちんと行って欲しいと申し上げました。子供さんにも伝えると言う事でしたが、今日も何もありませんでした。農業委員は農地の番人ですのできちんとしていきたいと思いますので、皆様もよろしくご審議をお願いします。</p>
局長	<p>私からひとつお伝えしておきたいことがあります。先ほどから赤線、町道の話が出ております。赤線と言われる部分は土地利用計画図では 14.52 mと書いてある部分の下の方です。こちらは、登記簿上は現在は公衆用道路になっております。昔で言う赤線だと思いますが、担当課である建設課と現在払下げの関係で協議をされています。</p> <p>それから町道に関する事についても建設課が所管課ですので、こちらに関しては建設課とご本人さんで話をされていますので、いわゆる我々農業委員会の許可についての、適、不適には関係ないところですので、そこだけはよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
庄倉委員	<p>赤線の部分は建設課にお願いしたいと思ひます。</p> <p>それと、顛末書を確認しましたら、原状回復と書いてありますが、私も本日現地を見ましたが原状回復が全然してありません。これを通すことは農業委員として出来ません。一旦保留にして、原状回復をされた時点でもう一度確認したいと思ひます。</p>
議長	<p>庄倉委員さんより保留と言う意見がございました。</p>
田邊委員	<p>私も庄倉委員さんと同じ意見でございまして、やはり、きちんとしていただいて、皆さんが見られてこれなら良いだろうという意見が出てから許可を出すべきだと思ひますので、私も保留にすべきだと思ひます。</p>
作野委員	<p>先ほど局長より所有者と建設課との関係で、我々農業委員会とは関わりが無いと言う趣旨の発言がありました。確かに町道は関係ありませんが、現状は農地を囲むような形で赤線があります。この問題は関係ないでは済まないと思ひます。やはり、赤線、所有地、町道とはっきり区画した資料を次の会で用意していただいた上で判断したいと思ひます。</p>
議長	<p>私も作野委員と同じく、赤線と農地の境界は関係ないと言うのはおかしいと思ひます。農業委員は農地を守らなくてははいけません。きちんとした線を出していただいて検討するのが農業委員会の使命でもあります。</p>
局長	<p>私の言い方が悪かったようで申し訳ありません。現地は、赤線の位置と、三角形の農地の位置にきちんと杭が打ってあり確認ができるようになっていました。私が先ほど申しました赤線の部分に、もしかしたら木が植わっているかもしれせん。例えば、その木を切らなければ許可できないということではなく、農地に対する 5 条申請許可をどうするかと言う話ですので、赤線は確定しなければはいけません、赤線の状態がどうであれ農地法の許可には影響するものではないのではないかと申しております。</p>

作野委員	局長より答弁をいただきましたけれども、解釈がおかしいではないでしょうか。そういう面もありますが、あそこの土地の私有地がここまで、赤線はここで、町道はここまでという図面なりがきちんと出てきて初めて審議できるのではないのでしょうか。
局長	私の言い方が悪かったです。例えば、この土地利用計画図の中に赤線の位置と町道の位置と所有地とをはっきりと書いて欲しいと言う意味合いだと言う事ですね。私の早合点で申し訳ございませんでした。
市川職務代理	地元委員さんの話を聞きますと、本人さん達は、きちんとすると言っておきながら今日まで何もされてない。地元委員さんの指導にも耳を傾けない。我々は一生懸命手助けをしたいと思っているにも関わらず従っていただけない。軽視されていると思わざるを得ません。今回は保留にして、再度、申請者さんと話を詰めてから検討する方が良いと思います。 番号2が問題になっていますが、番号1は特に問題ありませんので許可妥当と思います。
議長	事務局が申しますに、保留というものはなく、条件付許可が正しいそうです。私の記憶では受け付けをしてから3ヶ月以内に審議しなければならないとなっていたのが、3週間以内に審議しなければならない言う事でございます。法律もどんどん変わってまいります。
市川職務代理	確認です。今までどおり、例えば顛末書の修正をお願いし、修正されたら検討し許可を出すという流れは変わらないと言う事ですが。
局長補佐	県の方から指導がございまして、行政手続上、保留は出せない、不許可か、条件付許可なら良いと言う事でした。本日持ってきていただいています農地法テキスト2の27ページをご覧ください。農地法に関わる事務処理要領の中に書かれています。“農業委員会は、原則として申請書の受理後3週間以内に、意見を決定のうえ、意見書を作成し、申請書に添付して、都道府県知事に送付します。”とあります。南部町は権限移譲を受けていますので許可権者です。3週間以内に決めることが出来なかつたら、書類が整った時点で、臨時総会、会長一任、執行部一任で許可するという条件を付けてであれば、行政手続はできるということで確認しております。
議長	他にございせんか。
井上委員	申請の目的が庭になっています。このままの申請の状態ですと、公衆用道路を挟んで、この分だけが譲渡という形になると思いますが、赤線、公衆用道路が間に入ったままで活用されると言う事でしょうか。先ほど建設課と話し合いをされていると説明がありましたが、その結果がはっきりしないと許可できないと思いますが。
局長	井上委員が言われましたとおりで、払下げをすると言う事で建設課と手続を進めておられます。私どもの方で、いつ許可が下りるか確認できていませんが、払下げの方向で進んでいます。今現在で、いつ許可が下りるのか報告出来なくて申し訳ありませんが、そのような段階ですので、よろしくお願い致します。
議長	それは違うと思います。井上委員さんは、赤線は赤線としてきちんとしてもらいたいと言っておられます。いつ払い下げができるのか分からないものをここで審議するわけにはいきません。赤線は赤線として残せば良いと思います。現況をもって審議します。だろっ話では、そうならなか

	った時、大変なことになります。他にございませんか。
亀尾委員	テキストに 3 週間以内とありますので、意見書を早急に相手先に送って、意見を求めたらどうでしょうか。
局長補佐	鳥取県の市町村では、鳥取市と南部町だけが許可権者ですので、県に意見書を出すと言う事はあり得ませんので、この場で許可または不許可をすることでご理解をお願いします。
市川職務代理	県ではなく申請者に意見書を出すと言う事だと思いますが。
局長補佐	こちらから申請者に意見書を出すという行政手続はございません。申し訳ございません。
議長	条件付許可として、私と市川職務代理、事務局に一任をお願いしたいと思いますが、反対、もしくは棄権の方はございませんか。
	(反対、棄権者なし。)
議長	条件付許可と言う事で、執行部に一任をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
一同	意義なし。
議長	ありがとうございます。番号 2 については条件付許可ということで、執行部と事務局に一任とさせていただきます。
局長	第 3 号議案についてご審議いただきまして、番号 2 は条件付許可となりました。総会が終わってから申請者の方に結果をお知らせすることになっています。条件付許可になった理由を明確に申請者の方にお伝えしなければいけません。
議長	理由については私が代表してお話します。赤線表示が明確でない。どこまでが赤線で、どこまでが所有地か明確なものがない。さん側の境界もきっちりしていない。きっちりしたものを出して欲しい。赤線の中に木が入っている。そこを明確にさせていただきたい。町道に於いても、きちんとした線を出して伐採をして欲しい。
庄倉委員	私が言いたいのは原状回復されていないと言う事です。顛末書には原状回復すると書いてありますので、その事もお伝え下さい。
局長補佐	顛末書を読ませていただきます。(顛末書の朗読)
庄倉委員	“原状回復はする、農業委員さんの寛大な処置をお願いする”と書いてあると思いますが、現地は農地の状態ではありませんでした。
局長補佐	“事務局から原状に返すように指導を受けました”と書いてあります。指導を受けたが原状回復するとは書いてありません。
庄倉委員	事務局は原状回復をするように指導されたわけですね。さんの意思として、指導は受けたが、原状回復はしないと事務局はとらえておられるのですか。私は、指導されたので原状回復しますと理解しました。
議長	よく読んでみますと、事務局より原状回復するように指導は受けました。それに従いますとは書いてありません。寛大な処置をお願いしますと言う形です。
庄倉委員	指導を受けたが寛大な処置をお願いします、誰でも言えます。それで良いのでしょうか。
議長	例えば家が建っていた場合でも、事務局は必ず原状回復をしてくださいと指導します。今回は家と違い木を撤去することはできないわけでは

		ないので庄倉委員のおっしゃる事は分かりますが、ご理解をお願いします。
	局長	私の知識や経験がないので勉強させていただきたいのですが、原状回復とは、どの状態を言うのですか。今現在は農地として認めている状況であると思います。現地はビワ、ミカン、ユズが植わっていました。それをもって農地としての扱いかと感じております。現在農地という状態で原状回復はどのような状態なのか疑問を持ちました。ご指導をいただければと思います。
	議長	原状回復とは元の状態に戻すことです。
	局長	果樹が植わっている状態は違うのですか。
	議長	元は田か畑であった農地に、5、6年前に庭木を持ってこられたわけです。
	市川職務代理	農地として復元して欲しい。畑であれば、すぐにでも野菜が作れるような状態にさせていただく認識でいます。確かにミカン、ユズが植わっていましたが、他にツツジ、シブ木、モミジなど農作物以外も植えてありました。常識的に農地と判断できないと思います。
	議長	再度確認をさせていただきます。議案第3号番号1についてご異議ございませんか。また、番号2については条件付許可として、執行部、事務局に一任でご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	議案第3号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』番号1については議決、承認されました。番号2については条件付許可といたします。
議案第4号 農地利用集積計画案の決定について	議長	議案第4号『農用地利用集積計画案の決定について』上程致します。提案者より説明をお願いします。
	局長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により議決を求めます。詳細につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p><b>【農用地利用集積計画の内容を整理番号ごとに朗読(議案書6～11頁)】</b></p> <p>整理番号                    154番～173</p> <p>設定を受ける者        13名</p> <p>設定をする者         18名</p> <p>設定をする土地        41筆        計 83,576㎡</p> <p>農地中間管理権を取得する場合</p> <p>整理番号                    429番～431番</p> <p>設定を受ける者        1名</p> <p>設定をする者         3名</p> <p>設定をする土地        7筆        計 11,330㎡</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。農地中間管理権を取得する場合については、産業課本田課長補佐より説明させていただきます。ご審議をよろしくお願い致します。</p>

	議長	議案第 4 号について質疑を受けます。
	井上委員	農業経営の状況等の 166 番、167 番の が になっています。
	局長	申し訳ございません。修正をお願いします。
	田邊委員	整理番号 186 番の さんですが、年齢が 歳で契約期間が 10 年になっています。例えば途中でお亡くなりになった場合に制度上はどうなるのですか。
	議長	さんは を主に借りて耕作をしておられます。ご自分は監督のように従業員さんを使ってされているのが現状のようです。地元の委員さんから説明をお願いします。
	作野委員	会長から説明がありましたとおりです。二人の息子さんがおられて、農繁期には さんが監督となって耕作をされています。後継の心配はないと思っています。
	議長	事務局から補足説明があります。
	局長補佐	借手、耕作者さんがお亡くなりになられた場合は、賃貸借の場合は、相続で継続となります。使用貸借の場合は、民法で契約が終了となっていますので新たな耕作者と契約をしていただくことになります。貸手、所有者さんがお亡くなりになられた場合は、賃貸借、使用貸借ともに相続ということで継続になります。
	田邊委員	分かりました。
	議長	他にございませんか、ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第 4 号『農用地利用集積計画案の決定について』は原案どおり議決、承認されました。
議案第 5 号 農用地利用 配分計画の 意見照会に ついて		(産業課 本田課長補佐入室)
	議長	議案第 5 号『農用地利用配分計画の意見照会について』上程致します。提案者より説明をお願いします。
	本田課長 補佐	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づき農用地利用配分計画を作成しましたのでご審議をお願いします。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読（議案書 12～14 ページ）】。
	議長	質疑を受けます。
	糸田委員	整理番号 1 の契約期間が 2 年 11 ヶ月になっています。中間管理機構の場合、原則 10 年と理解していますが、短い理由が何かあるのでしょうか。
	本田課長 補佐	契約期間 10 年は一般的に補助事業の関係を受ける場合に、10 年以上の貸付けが必要だという要件がございますが、契約の期間については基本、所有者さんと機構の関係、機構からの配分先への関係ということで任意設定できるものと理解をしております。ただし、機構から配分先に行く際に手続が 1 ヶ月かかりますので転貸の期間は若干ずれるケースがございます。 それから、3 年という短い期間についてですが、この土地は、農業委員さんが農地パトロールで意向調査をされたお宅の近くにございまして、この農地につきましても意向調査をしていただきました。その際に、10 数年間耕作していないが誰か耕作者がおられないかと言う事でした。 さんから、耕作しても良いが、先ずは 3 年間試してみても状況を見ながら次の契約の相談をしたいとの意向がありましたので 3 年と

		なりました。
	糸田委員	分かりました。
	黒木委員	整理番号 2 番の件ですが、使用貸借と賃貸借に分かれている理由を教えてください。賃借料が 円と高い気がします。金額の決め方を教えてください。
	本田課長 補佐	<p>さんの経営の基本方針として、今まで基盤法で直接地権者さんと貸し借りをされていましたが、今回、終期を迎える農地について基本的に中間管理機構を通じた貸し借りに切替えられます。</p> <p>の農地については、水はけが悪く非常に耕作が難しい所で、今回の切り替えで賃借料の見直しをしたいと言う事で、地権者の方とお話をされて使用貸借で整いました。さんの賃借料の基準は、10a あたり 円、物納の場合は 10a あたり玄米 kgを原則とされています。昨今の米価の下落もあり少し高いのではと思いさんに確認をしましたところ、自分としては、この原則をできるだけ維持していきたい。賃借料と人件費以外の経費をできるだけ効率よく減らした上で、今後米価の状況がどうなるか分からないが頑張っ、最後に賃借料の減額を考えたいとおっしゃっていました。</p>
	黒木委員	分かりました。
	議長	他にございませんか、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	ないようですので、議案第 5 号『農用地利用配分計画の意見照会について』は、原案どおり議決、承認されました。
議案第 6 号 非農地判断 に係る特別 委員会の結 果について	議長	議案第 6 号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	本日、午前、の現地調査を行いました。11 月 19 日に事前に同じくを調査した資料を付けています。
	議長	現地確認報告を、市川職務代理よりお願いします。
	市川職務代理	資料の 15 番のについて報告します。現地は山林の状態でした。直径が 40 cm 以上の木が生えていて年月が経っていることが確認できます。農地には復元できないであろうと判断しました。
	議長	現地確認報告を、田邊委員よりお願いします。
	田邊委員	<p>11 月 19 日に井田委員、私、潮局長補佐で現地確認をしております。場所は 地区で、 から約 500m に向かって右側、 の手前 200m から右側に入った所になります。以前は水田として活用されていたようですが、現在は雑木、ススキなどが生い茂り非農地であると確認しました。</p> <p>また、本日、恩田会長、市川職務代理、井上委員、庄倉委員、頼田委員、井田委員、私での現地調査を行いました。集落から に向かう県道から約 400m 入った所です。この地域も以前は水田として活用されておりましたが、カヤなどが生い茂り到底農地には戻すことができない状態で非農地であると確認しました。</p> <p>それから に向かって上がった所ですが、ここも雑草などが</p>

		生い茂り非農地あると判断しました。
	議長	現地報告がございました。質疑を受けます。
		(質問、意見等なし)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	意義なし。
	議長	議案第 6 号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』原案どおり議決、承認されました。
議案第 7 号 地籍調査に伴う地目の照会について		(建設課 田子課長、大前主事入室)
	議長	議案第 7 号『地籍調査に伴う地目の照会について』上程します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第 7 号『地籍調査に伴う地目の照会について』下記のとおり地目の照会について審議を求めます。内容につきましては役場建設課地籍調査室より説明致します。
	大前主事	<p>本日は 地区の地籍調査の地目の照会について説明に参りました。</p> <p>今回は、農地から農地外が 125 筆、農地外から農地が 17 筆の計 142 筆です。農地から農地外の 125 筆のうち、田からの地目変更が 47 筆、畑からの地目変更が 84 筆です。この内、雑種地になる筆が 7 筆、宅地になる筆が 1 筆あり、本日午前中の現地調査で状況を確認していただきました。現地調査資料の 12 ページから 17 ページの③から⑩になります。雑種地に関しては、主に県道工事での谷を埋めた部分です。現地調査資料の 12 ページから 14 ページの③から⑧になります。もう 1 ヶ所雑種地がございまして、トラクターなどの駐車場として使われていた部分を確認していただきました。資料の 15 ページと 17 ページの⑩番になります。</p> <p>続きまして、宅地について確認していただきましたのは、現地調査資料で言いますと 15 ページと 16 ページの⑨番になります。以上を含め 142 筆の審査をよろしくお願ひします</p>
	議長	建設課より説明がございました。ご意見をいただきたいと思ひます。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	<p>異議なしと認め、議案第 7 号『地籍調査に伴う地目の照会について』は原案どおり承認されました。</p> <p>前回の総会で宿題となっております件につきまして、建設課より田子課長が説明に来られています。</p>
	田子課長	<p>お時間をいただきまして、11 月の総会でご質問のありました内容について説明、報告をさせていただきます。</p> <p>の関係で、手続の中で、道路占用許可に関する取扱いについてご説明致します。手続がなされていない、許可証がない工作物や物件の取扱いについて説明が必要と言う事でございました。道路法上の許可は出来ない、許可に値しないものまで黙認をし、指導を一切行っていない取扱い</p>

	<p>になっているのではないかとご質問がございましたので、改めて私から説明をさせていただきます。結論から申し上げますと、許可が出来ない、あるいは許可に値しないものまで黙認をして指導は一切行わない取扱いは行っていません。町道は町道として認定をしていくとなっておりますが、歴史的なところで説明したいと思います。町道認定につきましては、西伯地区では、ほとんどが昭和 55 年に認定されています。会見地区では、そのほとんどが昭和 60 年に認定をされたものです。平成 16 年の合併以降、認定基準によりまして追加認定等を行っています。2 町合併していますので、2 町の連絡道路となっている所や、180 号バイパスが完成してそれにアクセスする道や、西伯、会見で認定基準が異なっておりまして、会見地区の方を追加で認定をかけるとか、そのようなことを行っております。町道は、それまでに既にあった生活道路、いわゆる集落の中の道だとか、農道だとか、そういったものも後になって町道認定をしています。したがって、認定以前にあった農業用水路、開渠、管渠だとか、生活排水路、道路敷の一部を利用して宅地に入るような進入路などがございましたが、その認定段階で道路法による手続は行っていませんので書類としては存在していません。認定段階でも、そういった手続を求めていますので、実質上、許可をして、許可工作物ということで取り扱っているのが実態でございます。例えば、今回のような農業関係の手続もですが、例えば、その管渠が、工作物が古くなってやり替えるとか、そのような場合には適法な工作物として許可工作物となるように、その段階で手続をしていただき、基準に合致するものは許可をする、あるいは合致しないものは構造を少し変えていただいて許可をしていくという取扱いをしています。したがって、許可が出来ない、評価に値しないものまで黙認をしているということではなく、その都度分かった段階で指導して手続をとっていただくと言う事になっています。</p> <p>また地籍調査などで現地調査が出ます。その際も、そのようなことがあり、少し構造的問題があれば指導をして、時には撤去していただくなど、適切な指導を行っています。</p> <p>また町道に限らず、赤線、青線、法定外公共物につきましても分かった段階で手続が必要なものはしていただき、許可できないものは、その段階で指導を受けていただき、適法になるような事務を行っています。以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>良い機会ですので、お聞きになりたいことはございませんか。私から質問をさせていただきます。ご承知だと思いますが、<input type="text"/>の前に町道にはみ出る形で農地があります。農業委員会の立場では転用に関わることで区別をきちんとしてくださいと言わねばなりません。その後の処置についてはどのようなお考えですか。</p>
田子課長	<p>私どもでは、公図上の道だと認識していますが、道を挟む形で農地がま</p>

	<p>たがっております。これを一体的に利用されるのであれば、用途廃止、売払いなどの手続を踏まえることとなりますので、そのような手続を取っていただく話しに持っていくことになると考えております</p>
議長	<p>の件では町道にはみ出していました。農業委員会としては、町道と私有地とをはっきりしてもらわなくてはいけないと申し上げました。どうなっているのか課長に説明を願いたいわけです。</p>
田子課長	<p>の件につきましては、前回、課長補佐より若干説明していると思いますが、道路の一部法面を利用して庭木に見える物が植栽してございます。これも先ほど説明しましたように、後から町道認定をした路線になっています。今の許可基準に照らし合わせて考えていきますと、取扱いが分かれるところですが、庭木を植えてもらっている所はその方が管理されているということと、併せまして、法面になっており、公民館に行く道で幅も狭いということで、ガードレールは言い過ぎかもしれませんが、通る時の転落を抑えるようなものになるだろうと言う事で、それを撤去するというのではなく、従前の、先ずは町道認定したものですから、これを改めて手続をするということではない取扱いをさせていただいて整理しています。</p>
議長	<p>どのように許可を出されるわけですか。</p>
田子課長	<p>については改めて許可ということは考えておりません。昭和55年とか60年に後で町道に認定してしまして、それまでは農道という形で管理をされていた時に植えられた物ということになってしまして、改めての手続は考えていません。ただ手続が必要だなというのは、その庭木を植え替えるとか、そのような場合には改めて占用申請の手続をとっていただいて、許可証を出すという取扱いをすると整理しているところです。</p>
議長	<p>今回も赤線の問題が出ています。隣接地に赤線があって入ってきます。建設課としてはどのような基本的な考えをしておられますか。</p>
田子課長	<p>農地に限らず宅地の中の場合もございます。宅地の一部に取り込まれている、庭になっている、建物の下になっている。その事実が分かった段階で、関係者の同意書が必要になってきますが、用途廃止をして売払いという手続をしてくださいというような指導していくことにしています。</p>
議長	<p>農地転用の時などに、そのようなことがあれば農業委員会としては、きちんと線を引いてくださいと言います。農地の中に赤線が入っているものに対しては、赤線は赤線ときちんとされないと言えないと許可は出しませんと言わなければならないわけですか。その際の建設課の対応はどのようにされるのですか。</p>
田子課長	<p>境界がはっきりしていなければ当然、境界立会をしてははっきりするということとなります。今回の案件につきましては、地籍調査等が入って境界点ははっきりしているということになっております。赤線、青線は公のものでありますので、個人が一時的なものも含めてずっと使うということになれば、当然、売払い、所有権の移転を伴うような手続をしていただくこと</p>

	が適切ではないかと考えております。すいませんが答えになっていないかもしれません。
議長	言われていることは分かりますが、それまでの過程についてお聞きしたい。赤線に入っていて、建設課に手続きに行かれることは農業委員会には関係ありません。
田子課長	私なりに理解した上でお答えしたいと思います。農業委員会の総会での条件などがあれば、ご相談に沿ったような形での指導をしていくということになります。
議長	赤線に入り込んでいる時、農業委員会の指導はここまで、建設課の指導はここまでといった、言いたいことが分かりますか。
市川職務代理	現況は赤線であっても、農地として使用していて赤線の役目をはたしていない、あるいは木が植わっていて赤線の状況ではない現状の事を会長は言うておられます。
田子課長	道が現に用途として使用されていないのであれば、用途廃止の手続きになります。
議長	その手続きに至るまでの事が聞きたいわけです。
田子課長	赤線、青線、水路、道につきましては、底地の所有権は公のものになっています。利活用については、管理を含めてその関係者になっています。その道が生活に於いて残さなければいけないのであれば用途廃止できません。使わないのであれば用途廃止の手続きになります。
局長	(ボードに図面を書いて説明) 赤線に所有者さんの花壇がはみ出していた。そのような場合どうするかと言う話です。農業委員会より建設課に報告して、後は建設課と所有者さんの間で話をされて手続きをしていただければ良いのではないかと思います。
議長	それは違います。建設課が払下げをするのは次の段階です。農業委員会が許認可を与える時が問題です。
田子課長	それは原状回復と言う事ですか。原状回復につきましては、赤線にしても水路にしても、その機能が残っていて、その住民の方、関係者の方が使われるのであれば原状回復という話になります。ここはもう使用しない、用途として廃止で良いとの合意があれば原状回復というような取扱いをしていないところです。
議長	同意は必要と言う事ですね。
田子課長	あくまでも、関係者の合意をとっていただいた上での用途廃止になりますので、用途廃止の前段としては、まず、地域住民、どのくらい関係者がおられるか分かりませんが、同意をとっていただいて、それからの手続という場合もあります。
議長	農地法との絡みがあります。
田子課長	農地法については分かりかねますが、用途を廃止して良いと言う事に

		なれば同意を取っていただく。機能として残さなければいけないのであれば同意は得られませんので用途廃止の手続きにはいきません。その場合は原状回復や障害のある物は撤去していただく指導に入ります。障害になる物を撤去していただけないとなりますと、法的な事を調べたうえでの対応になると思います。
	議長	分かりました。ありがとうございました。
		(建設課 田子課長、大前主事 退室)
5. 報告	議長	報告事項に入ります。報告 (1) と (2) の説明をお願いします。
(1) 使用貸借の合意解約について	局長	『(1) 使用貸借の合意解約について』下記のとおり報告します。詳細については局長補佐より説明します。
	局長補佐	【『(1) 使用貸借の合意解約について』朗読(議案書 18 頁)】
(2) 第 8 回総会議案第 1 号 (2) について	局長	続きまして『第 8 回総会議案第 1 号 (2) について』局長補佐より説明します。
	局長補佐	11 月に開催しました第 8 回総会に於いて条件付きで許可となっていました議案第 2 号番号 1 の 4 条案件についてご報告します。修正していただきました顛末書につきまして、恩田会長、市川職務代理、岩指委員、事務局で確認を行い、11 月 17 日付けて許可書を出しておりますのでご報告致します。
(3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について	局長	追加報告がございます。公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について下記のとおり報告致します。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	【『(3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』朗読 (議案書 21~22 頁)】
	議長	報告事項についてご質問はございませんか。(質問、意見なし。) ないようですので、報告を終わります。
6. その他	議長	その他、『(1) コンプライアンス (法令等の遵守) 等について』提案者から説明を求めます。
(1) コンプライアンス (法令等の遵守) 等について	局長補佐	<p>事前にお配りしています“信頼される農業委員であるために”というパンフレットをご覧ください。コンプライアンス、各法令等の遵守等について説明いたします。2 ページに 1「コンプライアンスとは」とあります。「法令違反をしないこと」、「社会的倫理を守る」の二つが書いてあります。2. 農業委員会における法令違反のリスクとその対処には、実際にあった法令違反が書いてあります。3 ページにはイラスト付きで説明がしてありますのでお読み取りください。</p> <p>本日、テキストをお持ちいただいています。8 ページをご確認ください。農地法の事が詳しく書いてあります。8 ページの下の表に、個人の貸借、売買の基本要件ということで書いてあります。上から、全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件とございます。地域との調和要件等については 12 ページに書いてございます。“農地の集団化、農作業の効率化などの視点から支障が生じないこと”を要件としているところがございます。特に今まで 3 条申請の要件では、地域の調和要件についてはご説明していませんでしたが、今後は加えていきたいと思っております。</p>

	議長	ご質問を受けます。(質問、意見等なし。)
(2)【仮称】 令和4年農 作業標準料 金策定協議 会について	議長	『令和4年農作業標準料金策定協議会について』説明を願います。
	局長補佐	<p>議案書の19ページに、参考の為に令和3年の協定額を付けています。一般労務費ですが、労働賃金ということで各都道府県の最低賃金を使用しているのが現在の主流であることが今回分かりましたので、鳥取県の最低賃金を今後参考に検討していきたいと思えます。協議会の名称も農作業標準労働賃金策定協議会から農作業標準料金策定協議会に改名しようと考えています。</p> <p>20ページをご覧ください。令和4年の委員名簿案でございます。昨年より替わり新たに会見地区に委託作業農家代表の新井将司さん、農地利用最適化推進委員の井田厚美さんが加われます。JA 会見支所実行組合長協議会会長さんが吉次純一郎さんとなっておりますが、任期が12月31日までと言う事で、代わられましたら新しい方が委員となります。委員の皆さんには改めてご案内文書を送らせていただきます。</p>
(3) 農業委 員会研修会	議長	農業委員会研修会について説明をお願いします。
	局長補佐	11月5日に倉吉未来中心で、県全体の研修会がございました。こちらのDVDが届いておりますので、1月総会が終わり次第にDVD鑑賞による研修会を開催させていただきたいと思えます。時間は30分くらいです。
(5) 令和3年 度第10回農 業委員会総 会の日程に ついて		令和3年度第10回南部町農業委員会総会は、令和4年1月7日(金)に開催します。
その他	局長補佐	<p>“農作業事故防止に向けた注意喚起の徹底について”というチラシを配っております。総会前に局長より話がありましたが農作業死亡事故が多く発生しているということですのでお目通しください。</p> <p>来年度の農業委員手帳を配っております。身分証明は現在お渡しているものと差し替えをお願いします</p> <p>利用権設定の更新について、今回は来年の3月31日に終期を迎える申請について所有者様に更新案内、申請書用紙を配っていただきますようお願いいたします。お配りしています文章をお読み取りいただきまして、ご不明な点がございましたら事務局までお尋ねください。</p>
8. 閉 会	議 長	これにて令和3年度第9回南部町農業委員会総会を閉会します。